



接続約款変更認可申請書

西設相制第13号
平成27年1月19日

総務大臣
山本 早苗 殿

郵便番号 540-8511

おおさかふおおさかしちゅうおうくばんぽちょう

住所 大阪府大阪市中央区馬場町3番15号

名称及び代表者の氏名

にしにっぽんでんしんでんわかぶしきがいしゃ

西日本電信電話株式会社

むらお かずとし

代表取締役社長 村尾和俊

登録の年月日及び番号

平成16年4月1日 第234号

電気通信事業法第33条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、平成27年4月1日から実施します。
------	---------------------------

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

新

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料

2 料金額

2-1 端末回線伝送機能

2-1-1 基本額

2-1-1-1 基本料

月額

区 分			単 位	料金額	備 考
(1)~(8) (略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(9) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-3欄で接続する場合)	端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能	ア 10Mbit/s から100Mbit/s までの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	5,524円	_____
		イ 200Mbit/s から1Gbit/s までの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	9,497円	

2-1-1-1の2~2-1-2 (略)

2-2~2-6の2 (略)

2-6の3 イーサネットフレーム伝送機能

2-6の3-1 中継局イーサネットスイッチに係る部分の料金額

1中継局イーサネットスイッチごとに月額

区 分		料金額	備 考
イーサネットフレーム伝送機能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(中継局イーサネットスイッチに係るものに限ります。)	456,250円	_____

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料

2 料金額

2-1 端末回線伝送機能

2-1-1 基本額

2-1-1-1 基本料

月額

区 分			単 位	料金額	備 考
(1)~(8) (略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(9) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-3欄で接続する場合)	端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能	ア 10Mbit/s から100Mbit/s までの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	5,497円	_____
		イ 200Mbit/s から1Gbit/s までの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	9,854円	

2-1-1-1の2~2-1-2 (略)

2-2~2-6の2 (略)

2-6の3 イーサネットフレーム伝送機能

2-6の3-1 中継局イーサネットスイッチに係る部分の料金額

1中継局イーサネットスイッチごとに月額

区 分		料金額	備 考
イーサネットフレーム伝送機能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(中継局イーサネットスイッチに係るものに限ります。)	387,083円	_____

2-6の3-2 都道府県の区域における通信に係る部分の料金額

都道府県の区域ごとに月額

区 分		料金額	備考
イ ー サ ネ ッ ト フ レ ー ム 伝 送 機 能	L A N型通信網に より通信路の設定 及び伝送を行う機 能（都道府県の区域 における通信に係 るものに限ります。 す。）	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの	116,373円
		20Mbit/sの符号伝送が可能なもの	153,371円
		30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	180,679円
		40Mbit/sの符号伝送が可能なもの	202,910円
		50Mbit/sの符号伝送が可能なもの	221,910円
		60Mbit/sの符号伝送が可能なもの	238,604円
		70Mbit/sの符号伝送が可能なもの	253,913円
		80Mbit/sの符号伝送が可能なもの	268,298円
		90Mbit/sの符号伝送が可能なもの	281,300円
		100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	293,378円
		200Mbit/sの符号伝送が可能なもの	387,859円
		300Mbit/sの符号伝送が可能なもの	456,958円
		400Mbit/sの符号伝送が可能なもの	513,135円
		500Mbit/sの符号伝送が可能なもの	561,468円
		600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	604,724円
		700Mbit/sの符号伝送が可能なもの	643,827円
		800Mbit/sの符号伝送が可能なもの	679,699円
		900Mbit/sの符号伝送が可能なもの	712,803円
		1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	744,061円
		2Gbit/sの符号伝送が可能なもの	988,338円
3Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,167,547円		
4Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,315,837円		
5Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,443,822円		
6Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,558,424円		
7Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,662,412円		
8Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,759,016円		
9Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,848,698円		
10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,933,304円		

2-6の3-2 都道府県の区域における通信に係る部分の料金額

都道府県の区域ごとに月額

区 分		料金額	備考
イ ー サ ネ ッ ト フ レ ー ム 伝 送 機 能	L A N型通信網に より通信路の設定 及び伝送を行う機 能（都道府県の区域 における通信に係 るものに限ります。 す。）	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの	108,620円
		20Mbit/sの符号伝送が可能なもの	142,985円
		30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	168,231円
		40Mbit/sの符号伝送が可能なもの	188,700円
		50Mbit/sの符号伝送が可能なもの	206,130円
		60Mbit/sの符号伝送が可能なもの	221,388円
		70Mbit/sの符号伝送が可能なもの	235,778円
		80Mbit/sの符号伝送が可能なもの	248,431円
		90Mbit/sの符号伝送が可能なもの	260,650円
		100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	271,566円
		200Mbit/sの符号伝送が可能なもの	358,145円
		300Mbit/sの符号伝送が可能なもの	421,276円
		400Mbit/sの符号伝送が可能なもの	472,682円
		500Mbit/sの符号伝送が可能なもの	517,140円
		600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	556,388円
		700Mbit/sの符号伝送が可能なもの	591,727円
		800Mbit/sの符号伝送が可能なもの	624,460円
		900Mbit/sの符号伝送が可能なもの	654,589円
		1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	682,980円
		2Gbit/sの符号伝送が可能なもの	903,929円
3Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,066,255円		
4Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,199,053円		
5Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,314,048円		
6Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,416,883円		
7Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,510,165円		
8Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,596,066円		
9Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,676,321円		
10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,751,799円		

2-6の3-3 単位料金区域における通信に係る部分の料金額

単位料金区域ごとに月額

区 分		料金額	備考
イーサ ネット フレー ム伝送 機能	LAN型通信網によ り通信路の設定及び 伝送を行う機能（単 位料金区域における 通信に係るものに限 ります。）	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの	197,614円
		20Mbit/sの符号伝送が可能なもの	260,526円
		30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	306,992円
		40Mbit/sの符号伝送が可能なもの	344,843円
		50Mbit/sの符号伝送が可能なもの	377,212円
		60Mbit/sの符号伝送が可能なもの	405,665円
		70Mbit/sの符号伝送が可能なもの	431,769円
		80Mbit/sの符号伝送が可能なもの	456,307円
		90Mbit/sの符号伝送が可能なもの	478,495円
		100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	499,117円
		200Mbit/sの符号伝送が可能なもの	660,697円
		300Mbit/sの符号伝送が可能なもの	779,203円
		400Mbit/sの符号伝送が可能なもの	875,781円
		500Mbit/sの符号伝送が可能なもの	959,045円
		600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,033,695円
		700Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,101,296円
		800Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,163,416円
		900Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,220,836円
		1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,275,124円
		2Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,702,097円
3Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,018,646円		
4Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,282,723円		
5Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,512,342円		
6Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,719,250円		
7Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,908,145円		
8Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,084,510円		
9Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,249,128円		
10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,405,130円		

2-7~2-12 (略)

2-6の3-3 単位料金区域における通信に係る部分の料金額

単位料金区域ごとに月額

区 分		料金額	備考
イーサ ネット フレー ム伝送 機能	LAN型通信網によ り通信路の設定及び 伝送を行う機能（単 位料金区域における 通信に係るものに限 ります。）	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの	194,045円
		20Mbit/sの符号伝送が可能なもの	255,521円
		30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	300,716円
		40Mbit/sの符号伝送が可能なもの	337,383円
		50Mbit/sの符号伝送が可能なもの	368,623円
		60Mbit/sの符号伝送が可能なもの	395,987円
		70Mbit/sの符号伝送が可能なもの	421,801円
		80Mbit/sの符号伝送が可能なもの	444,513円
		90Mbit/sの符号伝送が可能なもの	466,451円
		100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	486,062円
		200Mbit/sの符号伝送が可能なもの	641,864円
		300Mbit/sの符号伝送が可能なもの	755,801円
		400Mbit/sの符号伝送が可能なもの	848,807円
		500Mbit/sの符号伝送が可能なもの	929,408円
		600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,000,706円
		700Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,065,027円
		800Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,124,696円
		900Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,179,714円
		1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,231,630円
		2Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,638,384円
3Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,940,478円		
4Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,189,854円		
5Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,407,444円		
6Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,603,327円		
7Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,782,154円		
8Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,947,802円		
9Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,103,371円		
10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,250,413円		

2-7~2-12 (略)

2-13 ルーティング伝送機能

区 分		単 位	料金額	備 考
(1) 一般収容局 ルータ接続ル ーティング伝 送機能	第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第8欄のうち一般収容局ルータで接続し、IP通信網（専らIP電話の提供の用に供するものを除きます。）を利用した交換及び伝送を行う機能（SIPサーバと連携して提供するセッション制御の機能を除き、LANインタフェースにより1Gbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。）	一般収容局ルータにおける1IP通信網収容装置ごとに月額	1,610,446円	_____
(2) 一般中継局 ルータ接続ル ーティング伝 送機能	第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第7-2欄で接続し、IP通信網（専らIP電話の提供の用に供するものを除きます。）を利用した交換及び伝送を行う機能（LANインタフェースにより10Gbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。）	1ポートごとに月額	4,291,667円	_____
(3)～(4) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(5) 関門交換機接 続ルーティン グ伝送機能	IGSを経由して、IP通信網を利用した交換及び伝送を行う機能	1通信ごと	0.8725円	_____
		1秒ごとに	0.014197円	_____

2-13 ルーティング伝送機能

区 分		単 位	料金額	備 考
(1) 一般収容局 ルータ接続ル ーティング伝 送機能	第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第8欄のうち一般収容局ルータで接続し、IP通信網（専らIP電話の提供の用に供するものを除きます。）を利用した交換及び伝送を行う機能（SIPサーバと連携して提供するセッション制御の機能を除き、LANインタフェースにより1Gbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。）	一般収容局ルータにおける1IP通信網収容装置ごとに月額	1,498,497円	_____
(2) 一般中継局 ルータ接続ル ーティング伝 送機能	第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第7-2欄で接続し、IP通信網（専らIP電話の提供の用に供するものを除きます。）を利用した交換及び伝送を行う機能（LANインタフェースにより10Gbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。）	1ポートごとに月額	4,791,667円	_____
(3)～(4) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(5) 関門交換機接 続ルーティン グ伝送機能	IGSを経由して、IP通信網を利用した交換及び伝送を行う機能	1通信ごと	0.77417円	_____
		1秒ごとに	0.011322円	_____

附 則

この改正規定は、認可を受けた後、平成27年4月1日から実施します。